

利用上の注意

1 本書は、東京都総務局統計部より刊行された「東京の工業」（平成 15 年工業統計調査報告）等から抜粋加工したものである。本書の数値は、経済産業省から公表される数値と相違する場合がある。

2 調査の概要

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（昭和 22 年 3 月 26 日法律第 18 号）に基づく指定統計第 10 号であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって施行される調査である。

(3) 調査の期日

平成 15 年 12 月 31 日

(4) 調査の対象

日本標準産業分類による「大分類 F - 製造業に属する事業所」を対象とする。ただし、国に属する事業所を除く。

(5) 調査項目

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 1. 事業所の名称及び所在地 | 12. 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額 |
| 2. 本社又は本店の名称及び所在地 | 及び原材料、燃料の在庫額 |
| 3. 他事業所の有無 | 13. 品目別製造品出荷額(年間) |
| 4. 経営組織 | 14. 品目別製造品在庫額(年末現在) |
| 5. 資本金額又は出資金額(会社のみ) | 15. 加工賃収入額(年間) |
| 6. 従業者数(年末現在) | 16. 修理料収入額(年間) |
| 7. 常用労働者毎月末現在数の合計 | 17. 内国消費税額(年間) |
| 8. 現金給与総額(年間) | 18. 主要原材料名 |
| 9. 原材料、燃料、電力の使用額及び
委託生産費(年間) | 19. 作業工程 |
| 10. 有形固定資産 | 20. 事業所敷地面積及び建築面積(年末現在)
(賃借を含む) |
| 11. リース契約による契約額及び支払額(年間) | 21. 水源別・用途別用水量(1日当たり) |

3 集計について

- (1) 本年は3年ぶりに全事業所を対象とする調査を実施した。したがって、本書中の「前回比」とは、全数調査を行った平成12年比のことである。

当調査における工場とは、製造・加工部門を有している事業所のことであり、工場と同一の場所にはない本社又は本店、倉庫等は含まれない。

- (2) 調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷、閉鎖及び休業中の工場は含まれない。
- (3) 大田区内の町丁目別集計は、東京都が中間集計し、大田区が結果公表する。
- (4) 統計表中の符号の説明は次のとおりである。

「0」「0.0」…………… 零、又は表章単位未満(0.5又は0.05未満)

「-」…………… 皆無又は該当数字なし

「…」…………… 不詳(未調査又は数値が得られないもの)

「X」…………… 秘匿数字(該当工場数1又は2に関する数値である場合、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した。また、該当工場数3以上に関する数値であっても、他との関連により個々の数値が判明する場合も同じ)

「イタリック体」…………… 秘匿数字を合算したもの

- (5) 表中の数値は単位未満を四捨五入した。また、秘匿の数値をX処理した。したがって、合計数値と内訳の計が一致しない場合がある。

- (6) 主な用語の説明は次のとおりである。

ア 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 修理料収入額 + 製造工程から出たくず廃物の出荷額 + その他の収入額

イ 原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費

ウ 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 内国消費税額 - 原材料使用額等

エ 従業者1人当たり粗付加価値額 = 粗付加価値額 ÷ 従業者数

オ その他の収入額とは、冷蔵保管料、広告料、自家発電の余剰電力の販売収入額等である。

カ 内国消費税額は、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。

- (7) 統計表中「プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲は、(別表1)のとおりに分類される。

- (8) 結果の概説における産業名の略称については、(別表2)のとおりである。

- (9) なお、平成6年4月1日に日本標準産業分類が改訂された。本報告書の平成5年までの数値は、改訂前の産業分類により作成している。

また、日本標準産業分類の第11回改訂(平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用)が(別表3)のとおり実施された。この改訂に係る前回比較方法について

は以下のとおりである。

ア 旧小分類「新聞業」「出版業」は、大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に分類されたが、平成12年の調査値では大分類「製造業」 中分類「印刷・同関連業」の中に「新聞業」「出版業」を含めている。

イ 旧中分類「電気機械器具製造業」は、中分類「電気機械器具製造業」「情報通信機械器具製造業」「電子部品・デバイス製造業」に分割されたので、前回比を出す場合、分割された中分類を合算して前回比を出している。

ウ 旧中分類「武器製造業」は、中分類「その他の製造業」の中に分類されたので、平成12年の調査値でも「その他の製造業」に含めている。

4 本書についての問い合わせ先

区民生活部戸籍住民課統計調査係

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 電話 03(5744)1186

産業経済部産業振興課産業支援計画

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号 電話 03(3733)6190